

## 公立学校働き方改革の推進に関する法律案 概要

### 一 趣旨

この法律は、学校教育の水準の維持向上には、優れた人材の確保に資する魅力ある勤務環境を実現することが重要であるにもかかわらず、公立学校の教育職員が長時間にわたり労働している実態があり、その改善が喫緊の課題となっていることに鑑み、公立学校働き方改革を推進するために早急に講すべき措置について定めるものとすること。

(第1条関係)

### 二 定義

この法律における用語は、以下のとおりとすること。

- (1) 「公立学校」 : 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園をいう。
- (2) 「公立学校働き方改革」 : 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の改善をはじめとする勤務環境の抜本的な改革をいう。
- (3) 「改革集中期間」 : 施行日から令和7年3月31日までの期間をいう。

(第2条関係)

### 三 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の見直し

政府は、公立学校働き方改革を推進するため、改革集中期間内においてできるだけ速やかに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法について、その廃止を含めて抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとすること。

(第3条関係)

### 四 公立学校働き方改革を推進するためのその他の事項の検討

政府は、三のほか、公立学校の教育職員の業務の量の削減その他の公立学校働き方改革を推進するため、改革集中期間内においてできるだけ速やかに、次の事項について検討を行い、その結果に基づいて、順次、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとすること。

- (1) 公立義務教育諸学校の学級編制の標準及び教職員定数の標準に関する事項
- (2) 公立学校の教育職員以外の公立学校の教育活動を支援する人材(以下「外部人材」という。)の確保及び資質の向上並びに外部人材と公立学校の教育職員との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項

- (3) 公立学校働き方改革についての国、教育委員会及び公立学校の間における適切な役割分担の確保並びに公立学校への国及び教育委員会の支援体制の整備に関する事項
- (4) (1)から(3)までの事項のほか、公立学校働き方改革を推進するための事項

(第4条関係)

## 五 留意事項

三及び四に基づく措置は、次の事項を旨として、講ぜられなければならないこと。

- (1) 公立学校の教育職員が本来担うべき業務の範囲を明確化すること。
- (2) 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条の趣旨並びに公立学校の教育職員の職責の重要性、求められる高度の専門性及び勤務形態を勘案し、公立学校の教育職員について、給与等に関する適切な処遇の確保が図られること。

(第5条関係)

## 六 工程表の策定等

- 1 政府は、改革集中期間において、公立学校働き方改革を推進するために必要な措置を確実に実施するため、工程表を策定するものとすること。
- 2 工程表には、三及び四に基づいて講ずべき具体的な措置の内容及びその講ずる時期その他必要な事項を定めるものとすること。
- 3 政府は、①工程表の策定及び変更時に、遅滞なく公表するとともに、②改革集中期間に係る各年度における工程表に基づいて講じた措置の状況を国会に報告しなければならないこと。

(第6条関係)

## 七 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)

## 公立学校働き方改革の推進に関する法律案

### （趣旨）

第一条 この法律は、学校教育の水準の維持向上には、優れた人材の確保に資する魅力ある勤務環境を実現することが重要であるにもかかわらず、公立学校の教育職員が長時間にわたり労働している実態があり、その改善が喫緊の課題となつていてることに鑑み、公立学校働き方改革を推進するために早急に講すべき措置について定めるものとする。

### （定義）

第二条 この法律において「公立学校」とは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。

2 この法律において「公立学校の教育職員」とは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第二条第二項に規定する教育職員をいう。

3 この法律において「公立学校働き方改革」とは、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の改善をはじめとする勤務環境の抜本的な改革をいう。

4 この法律において「改革集中期間」とは、この法律の施行の日から令和七年三月三十一日までの期間をいう。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の見直し)

第三条 政府は、公立学校働き方改革を推進するため、改革集中期間内においてできるだけ速やかに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法について、その廃止を含めて抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(公立学校働き方改革を推進するためのその他の事項の検討)

第四条 政府は、前条に規定するものほか、公立学校の教育職員の業務の量の削減その他の公立学校働き方改革を推進するため、改革集中期間内においてできるだけ速やかに、次に掲げる事項について検討を行い、その結果に基づいて、順次、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

- 一 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準に関する事項

- 二 公立学校の教育職員以外の公立学校の教育活動を支援する人材（以下この号において「外部人材」と

いう。) の確保及び資質の向上並びに外部人材と公立学校の教育職員との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項

三 公立学校働き方改革についての国、教育委員会及び公立学校の間における適切な役割分担の確保並びに公立学校への国及び教育委員会の支援体制の整備に関する事項

四 前三号に掲げる事項のほか、公立学校働き方改革を推進するための事項

(留意事項)

第五条 前二条の規定に基づく措置は、次に掲げる事項を旨として、講ぜられなければならない。

一 学校においては、体系的な教育が組織的に行われなければならないことを踏まえ、公立学校の教育職員が本来担うべき業務の範囲を明確化すること。

二 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和四十九年法律第二号)第三条の規定の趣旨並びに公立学校の教育職員の職責の重要性、その求められる高度の専門性及びその勤務形態を勘案し、公立学校の教育職員について、給与等に関する適切な待遇の確保が図られること。

#### (工程表の策定等)

第六条 政府は、改革集中期間において、公立学校働き方改革を推進するために必要な措置を確實に実施するため、公立学校働き方改革の工程表（以下この条において単に「工程表」という。）を策定するものとする。

2 工程表においては、第三条及び第四条の規定に基づき講ずべき具体的な措置の内容及びその講ずる時期その他必要な事項を定めるものとする。

3 政府は、工程表を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 政府は、国会に対し、改革集中期間に係る各年度における工程表に基づいて講じた措置の状況を報告しなければならない。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理 由

学校教育の水準の維持向上には、優れた人材の確保に資する魅力ある勤務環境を実現することが重要であるにもかかわらず、公立学校の教育職員が長時間にわたり労働している実態があり、その改善が喫緊の課題となつてていることに鑑み、公立学校働き方改革を推進するために早急に講すべき措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



2023年3月23日

「未来の学校、はじまります」～公立小中学校の教職員編～

**もっと良い「教職員の働き方改革！」  
子どもたちとしっかり向き合える環境整備のために  
(中間報告)**

立憲民主党文部科学部門

教職員の働き方に関するワーキングチーム

**立憲民主党が考える「未来の学校」における教職員の働き方改革**

立憲民主党は、教職員の働き方改革を推進することによって、子どもたちがもっと生き生きと学校で過ごすことができ、公立の小中学校に安心して通うことができるようになります。また、教職員に余裕が生まれることにより、保護者や地域住民の学校への信頼度や満足度が上がる効果があると考えます。

教員が本来の仕事に集中して取り組めるようにすることで、子どもたち一人ひとりと向き合う時間を確保し、公立小中学校の質を改善していきます。

さらに、休息や生活時間を確保することにより、教職員の健康や生活の質を向上させ、健康的でポジティブに働く環境を整備します。

**1. 教職員の置かれている厳しい環境**

教職員は、膨大な業務量を抱え、長時間労働となっているのが現状です。また、子どもの自殺や不登校数、いじめの認知件数が過去最多を更新するなど、厳しい学校現場の中で、教職員は難しい対応を迫られています。

最近の最高裁判決では、「教材研究」や「保護者への対応」、「授業参観の準備」等は、教員の自発的行為であって労働時間とは認めないとという見解が示されました。これらは当然、教員が行っている仕事であり、それを認めない現行制度の限界が明らかになりました。

加えて、なかなか進まない教職員定数の改善、さまざまな支援を必要とする子どもの増加、産休・育休時や病休および介護休暇時等の代替者の不足や、休職者の増加などもあり、職場環境の改善が求められます。

さらに、ブラック職場と見られて教職希望者が減少し、さらなる教員不足に陥っています。

これらの悪循環により、教職員は一人ひとりの子どもにゆっくり向き合う時間がないばかりか、休憩時間もなく過労死ラインを超える勤務時間になっており、ワーク・ライフ・バランスが崩れた生活を余儀なくされています。

いますぐ、公立学校の教育の立て直しが必要です。

立憲民主党は、「未来の学校」の実現に向け、教職員の働き方改革を推進します。

## **2. 立憲民主党の考える具体的施策**

### **(1)「定額勤かせ放題」を是正するため、給特法を廃止**

1971(昭和46)年に制定された給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)は、教員の職務と勤務態様には特殊性があるとして、一律に給料月額の4%を「教職調整額」として支給し、時間外勤務手当を支給しないことと定めています。

実質的には調整額を超える以上の残業をしているにもかかわらず、時間外勤務手当が支給されていないことから、「定額勤かせ放題」とも言われている実態があります。

立憲民主党は、給特法を廃止し、教員の働き方を改革します。

### **(2)時間外勤務手当の支給**

正確な勤務時間の管理・把握を行い、働いた分の時間外勤務手当を支払うようにします。

### **(3)長時間労働是正のための教職員の業務削減**

学校での業務の見直しや意識改革、ICT化、業務削減のための話し合い会議の開催や取組みなどを推進するための環境を整備します。

また、授業時数の見直しを含めた学習指導要領の抜本的見直しを進めます。教職員の長時間労働を是正し、子どもたちと向き合う時間を確保します。

### **(4)教職員定数の改善＝業務量に見合う配置**

子どもの豊かな学びが保障されるように、教職員定数の充実が必要です。教職員定数を改善し、教職員の数を増やすことで、教員の持ち授業時数を減らし、一人ひとりの子どもとしっかり向き合う時間を作ります。

あわせて、養護教諭や栄養教諭、事務職員の充実に向けて、配置基準を見直します。

### **(5)勤務間インターバル(休息)規制の導入**

毎日の生活時間を確保するため、原則11時間以上の勤務間インターバル(休息)規制を導入し、「過労死ゼロ」社会を実現します。

### **(6)学校教育を支える専門家・ボランティアの充実**

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校用務員、給食調理員、看護師、部活動支援員等の専門家の配置や地域ボランティアの参加を充実させ、子どもたちが学校で安全・安心に過ごせる環境を整備します。

以上

# 公立学校働き方改革の推進に関する法律案 (給特法廃止・教職員の働き方改革促進法案)

## 1. 趣旨

学校教育の水準の維持向上には、魅力ある勤務環境を実現し、教員に優れた人材を確保することが重要である。しかし実際は、本年4月公表の教員勤務実態調査でも、いわゆる「過労死ライン」を超える教員が中学校で36.6%、小学校で14.2%いることが明らかになるなど、多忙で長時間労働の実態があり、教育現場は疲弊している。

厳しい労働環境が嫌われ、深刻な「教員不足」や教員志望者の危険水域までの減少が起きている。民間の調査では本年4月の始業式時点で、小学校は5校に1校、中学校では4校に1校で教員不足が発生しているとの結果もあり、昨年度の公立学校の教員採用試験の倍率は小学校で過去最低の2.5倍を記録した。そればかりでなく、長時間労働による体調不良や休職者、退職者も多く、過労死という痛ましい被害者も出ており、勤務環境の改善に向け一刻の猶予もない状況である。

教員にわずかな残業代を払い、給料を少し上げるのみでは何も解決しない。長時間労働を何としても是正しなければならず、そのためには、政府が検討している残業代の引上げなどの対策では全く不十分であり、廃止を含めた給特法の抜本的な見直しが必要である。

そこで、今般、公立学校働き方改革を推進するために早急に行うべき措置について定めた法律案を提出する。

## 2. 早急に行うべき措置

施行日から令和7年3月31日までの期間を「改革集中期間」とする。その間に、公立学校働き方改革を推進し、公立小・中学校等の教員の給与や勤務条件の改善、教員の業務量の削減等の勤務環境の抜本的な改革を行う。具体的には以下の点について、できるだけ速やかに実行する。

- (1) 給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）について、廃止を含めて抜本的な見直しを行う。
- (2) 以下について検討し、必要な措置を行う。
  - ア 学級編制の標準、教職員定数の標準について
  - イ 教員以外の教育活動を支援する「外部人材」の確保・資質の向上、外部人材と教員との適切な役割分担・連携協力の確保について
  - ウ 公立学校働き方改革に関し、国・教育委員会・学校間における適切な役割分担の確保、学校への国・教育委員会の支援体制の整備について

※これらの見直し、検討は、以下のことを旨として行う。

- ・教員が本来担うべき業務の範囲を明確にする。
- ・人材確保法（学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法）第3条の趣旨、教員の職責の重要性、求められる高度の専門性、勤務形態を勘案し、給与等に関する適切な待遇の確保が図られるようにする。

【参考】人材確保法（昭和49年法律第2号）

（優遇措置）

第3条 義務教育諸学校の教育職員の給与については、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置が講じられなければならない。

## 3. 施行期日

公布の日から施行する。



公立学校働き方改革の推進に関する法律案  
右の議案を提出する。

令和五年六月二日

提  
出  
者

城井 崇  
菊田 真紀子  
白石 洋一  
守  
柚木 山井  
森山 荒井  
道義 和則  
浩行 優  
牧  
吉川 湯原  
元 俊二  
義夫

賛成者

米谷 太野 徳末 佐源 奥野 小沢 石川 安住  
山田 田永 次藤 馬謙 総  
川川 栄 佳久 精公 太一 香  
隆 元志 彦志 一治 郎郎 織 淳

笠山 本野 中末 坂小 落大 泉 阿部  
岡庄 間川 松本宮山 原河原 健知  
浩達 知正 義之 泰貴 壱太  
史丸 史健 春規 輔子 之子

早山 馬馬 中鈴 櫻小 金稻 青柳  
稻岸 渕場 島木 井山 子富 島陽  
田 ゆ一 澄雄 克庸 展惠 修一  
き生 夫基 仁介 周弘 美敦 二郎

渡山 松原 中田 重後 鎌大 枝青山  
辺崎 原口 谷嶋 德藤 田西 野山  
一一 和祐 ゆ健 幸大  
周誠 仁博 馬要 彦一 里介 男人

渡山 道伴 中堤 階神 神逢 新垣  
辺田 下野 村喜 かたけ 谷津 坂  
勝大 四な かな 誠邦  
創彦 樹豊 郎め 猛し 裕二 男

吉緑 福長 手篠 近菅 岡小 井  
田川 田妻 塚原 藤田 川坂  
統貴 昭仁 和直 克淳 信  
彦士 夫昭 雄豪 也人 也也 彦

吉森 藤西 寺篠 近玄 岡小 伊  
田田 岡村 田原 藤葉 本熊 藤  
はる 俊智 昭一 慎俊  
み和 雄美 学孝 一郎 司輔